

国連の障害者の権利に関する条約委員会 第18回期日より Vol. 1

2017年8月22日 石川 准

8月14日から第18回期障害者の権利に関する条約委員会がジュネーブの国連本部にて始まりました。開催時期は8月31日までの3週間。蒸し暑い日本から到着した日や次の日のジュネーブの気候は、肌寒く感じられるほどでしたが、段々と気温も上がり汗ばむ日も出てきました。それでも、蒸し暑い日本に比べるととても過ごしやすく爽やかな気候です。今期は、パナマ、モンテネグロ、モロッコ、ラトビア、ルクセンブルク、UKの6つの国の政府報告を審査します。第1週目は、パナマ、モロッコ、モンテネグロ政府との建設的対話を実施されました。その3カ国に対する私の質問内容をご紹介します。



パナマ政府との建設的対話：インクルーシブ教育、脱施設化、自立生活、データ収集に関して委員からの質問が集中しました。私は、2つの課題について質問しました。まず1つ目は第9条のアクセシビリティについてです。政府レポートでは、アクセシビリティに関するさまざまな取り組みがされていると報告されているのですが、その取り組みが小規模でアドホックであるようだったので、そのような小規模な活動を国全体を対象とした活動に拡大する計画があるかどうか質問しました。活動の拡大計画に関して政府の具体的な回答はなかったのですが、アクセシビリティについては国家障害事務局が物理的アクセスだけではなく、アクセシビリティ全体についてのユニバーサル・アクセシビリティ・マニュアル



を作成した、という回答がありました。2つ目は、第19条の自立した生活及び地域社会に受け入れられることに関連し、地方分権について質問しました。パナマは地方分権を推進中です。地方分権を進めるにあたり、ポジティブなインパクトをもたらす場合もありますが、ネガティブなインパクトをもたらす場合もあります。ネガティブなインパクトの例としては、地方自治体によってはサービス提供に格差が生じてしまうことが挙げられます。このような地域間での格差が生じないように、政府として

どのように調整しているのか訊ねました。その質問については、「国家障害事務局は、地方分権推進プロセスに関わっており、地方自治体への財政支援は連帯の原則で提供されている。それが、様々なサービスへのアクセスが不均衡にならないようにする防止策の1つ。」という回答でした。地方分権における「連帯の原則」について少し補足すると、中央政府からの資金が自治体の財政能力に応じて配分され、地方自治体間の財政力格差を調整しているのだと思われます。

モロッコ政府との建設的対話：モロッコ政府がアクセシビリティ推進を最優先事項とみなして力を入れていることを賞賛した上で、モロッコが採用しているアクセシビリティに関する公共調達について、その範囲が政府関連の施設だけでなく、教育分野で教科書提供などにも範囲が及んでいるのか、調達計画の全体像について情報の提供を求めました。これに関する直接的な回答はなかったものの、モロッコ政府は、世界銀行とアクセシビリティに関するプロジェクトを実施したこと、具体的な活動として、アクセシビリティのニーズ調査の実施、エンジニアや関連者を対象にアクセシビリティ基準に関する研修の提供、航空輸送及び鉄道や道路輸送について国際的な障害基準を採用したことなどが報告されていました。

モンテネグロ政府との建設的対話：モンテネグロ政府へは3つの質問を投げました。まず1つ目。モンテネグロの差別禁止法では、合理的配慮の不提供が差別としてみなされるかどうか訊ねました。政府報告書によると、差別禁止法では合理的配慮について言及していません。差別禁止法の18条でアクセシビリティの不提供を差別と認識しているのですが、「公共の施設や場所でのアクセシビリティの不提供」と物理的アクセシビリティに限定する表現を使っています。その定義が物理的アクセシビリティに限定しておりCRPDの内容に合っていないことを指摘した上で、これを課題と認識しているかどうか、実際に物理的アクセシビリティのみを念頭において定義されたのか確認したい旨を伝えました。このリエクストについては、残念ながら明確な回答は得られませんでした。次に、病院では非自発的な入院の長さについてのデータ収集状況について問いました。これについて政府代表は、精神病院での一般的な入院の長さについて、重度の患者については100名の患者が長期入院をしており、明確なデータはないが中には数年入院している患者もいるということでした。最後に教育関連の質問です。高等教育修了証書を得るための試験は障害者にアクセシブルかどうか、例えば、点字の提供やろう者のために手話通訳者サービスは提供されているか質問しました。これに対する政府の回答では、点字の提供やろう者のための手話通訳者サービスの提供には直接的な言及はなかったものの、障害児の中にはまだ特別学校に通う子供がいるが、インクルーシブ教育はモンテネグロで必要不可欠であること、したがって、教育省が点字での学校入学、障害のある児童生徒が使用する教材等の整備、初頭・中等学校の物理的インフラの改善などを開始し、高等教育では、試験や施設のアクセシビリティを確保することが必要であると回答がありました。



委員会メンバーと大使公邸にて

第1週目の最後の日には、ジュネーブ国際機関日本政府代表部の大使がCRPD委員を大使公邸に招待し、晩餐会が開催されました。このような晩餐会は、CRPDだけでなく他の人権条約でも開催されているようです。大使公邸はレマン湖畔に位置しており、公邸からの眺めが非常に美しいそうです。公邸は古い建物なので、アクセシビリティの確保は簡単ではなかったようですが、段差やトイレは勿論のこと、椅子やテーブルの高さ、動線を妨げないような家具類の設置、食べ物の大きさやアレルギーなどにも配慮し、委員の皆様が

喜んで頂けるよう日本政府代表部の方々がご尽力されました。このような努力もあり、いつも会議場に座りっぱなしで委員同士でカジュアルな話をする機会もあまりない委員会メンバーは、振る舞われた日本食と委員同士の会話を存分に楽しまれたようです。

以上、第1回目のお便りでした。